

# 「国と地方の役割分担」について

## 1 地方自治法の定める「国と地方の役割分担」の概観

- 地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされ（地方自治法（以下「法」という。） § 1-2①）、地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理する（法 § 2②）。
- 上記を達成するため、次のような国と地方公共団体の役割分担の在り方を定め、国はこれを基本として適切に役割分担するようにしなければならないとされている（法 § 1-2②）。
  - ・ 国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う。（※ 国が本来果たすべき役割として、次の3類型を例示）
 

- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
    - ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
    - ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施
  - ・ 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねる。

- ※ 都道府県と市町村の役割分担
      - 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、①広域にわたるもの、②市町村に関する連絡調整に関するもの、③その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当ではないと認められる事務を処理することとされている（法 § 2⑤）。
      - 市町村は、基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、「地域における事務及び法令で定められたその他の事務」を処理することとされている（法 § 2③）。
- また、国は、地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性・自立性が十分発揮されるようにしなければならないとされている（法 § 1-2②）。
- これらの法の規定は、地方公共団体に関する制度や施策及び運営の根幹が法律等で定められる場合において、
  - ① 国が地方公共団体に関する制度の企画立案を行う際の立法基準として、
  - ② また、地方公共団体に配分された事務の処理に際して法令の解釈・運用基準として、
 それぞれ機能することが期待されており、国はこれらの制約に服することとなる（2及び3で詳述）。

## テーマ 1 県と市町の役割分担と負担のあり方

### 1 分権型社会における県、市町、住民の役割

#### 地方分権の意義

地域の多様な個性を尊重する住民主導の自立的で総合的な行政運営の仕組みを構築することである。

地方自治体とその住民による自己責任のもとでの自己決定権の拡充を目指す取り組みである。

よりよい地域づくりを目指して住民、地域社会、NPO、企業などの地域の多様な主体による自主的な活動が展開され、行政と住民等が協働して自立的、総合的な地域づくり、くらしづくりが行われることが必要である。

#### 住民等と行政の役割

「自助」、「互助」、「公助」という住民等と行政の役割における基本的な考え方のもと、住民等の主体的な公共的活動を優先に考え、住民自治の充実を図る。

地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。

#### < 住民等と行政の役割における基本的な考え方 >

個人でできることは個人で解決する（自助）

個人でできないことは地域で助け合う（互助）

自助や互助でどうしても問題解決できないことを行政が補完する（公助）

#### 県と市町の役割

市町村優先の原則、近接および補完性の原理を踏まえて、市町の役割をより一層重視する。

市町は、基礎的な地方自治体として、地域における事務で県が処理するとされるものを除いたものを処理するとされ、住民に最も身近な自治団体として住民の日常生活に直結する仕事を総合的に処理する。

県は、市町を包括する広域の地方自治体として、広域にわたるもの、市町の連絡調整に関するもの、規模または性質において一般の市町が処理することが適当でないものを担い、必要に応じて市町を補完する。

県は広域の地方自治体として、市町は基礎的な地方自治体として、それぞれの性格に応じた役割分担を明確にし、相互に競合しないようにしながら、対等のパートナーとして連携、協力して地域における行政を実施する。

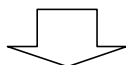
#### < 市町村優先の原則、近接および補完性の原理 >

地域の課題は、住民の責任ある選択により、総合的、主体的に解決することが重要であることから、課題の解決は、住民の意思の反映などを最も行いやすい市町村が優先的に行い、次に市町村ではできないことを県が行い、さらに、県も行うことが適当でないことを国が行うという考え方である。

## 2 県と市町の役割分担における課題

### 住民等の公共的活動

地域づくりに積極的に参加しようという住民、地域社会、NPO、企業などの地域の多様な主体による自主的な公共的活動が活発となり、地域の公共サービスの厚みを増すことが期待される。

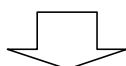


行政が行うよりも効果的、効率的と判断される事業については、地域の多様な主体の積極的な参画を得て、「協働」をさまざまに工夫して具体的に実施することが重要である。

住民自治の充実を図る視点からも、広く住民等の理解を得ながら、住民等と行政の役割のあり方を見直す必要がある。

### 市町合併の進展

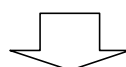
市町合併の進展に伴い、新市町の行政区域や財政的、人的規模が拡大強化され、行政能力の一層の向上が期待される。



市町村優先の原則を踏まえつつ、小規模町の事情にも一定配慮して、県と市町の新たな役割分担と協力関係の構築を考える必要がある。

### 危機的な財政状況

右肩上がりの経済成長を背景に拡大してきたサービス水準を維持、継続することは極めて困難な状況であり、危機的な財政状況を踏まえ、自立した行財政運営に転換することが期待される。



危機的な財政状況等について、県と市町が共通認識を図るとともに、住民等の理解を得ながら、住民等、市町、県の役割分担を根本的に見直す必要がある。

施策全般について、県と市町はそれぞれその必要性、緊急度、重要度による見極めを徹底的に行い、より一層の効果的・効率的な行政運営の仕組みの構築が必要である。

限られた財源で、住民ニーズ等を踏まえ、受益と負担のバランスを考慮したサービスの効率的かつ適切な実現が重要である。

### 3 県と市町との具体的な役割分担

市町村優先の原則、近接および補完性の原理を踏まえて、市町の役割と県の役割に関する指標は次のとおり整理できる。

なお、行政の役割は広範・多岐にわたるため、個々の事務の性格や実態等を勘案しながら、県と市町が対等・協力のパートナーとして協働して取り組むこと、必要に応じて県が市町を支援することも必要である。

#### (1) 市町の役割

##### 指標 1 地域の生活に密着したものなど市町の責務として行うべきもの

地域の生活に密着したものなど本来的に市町が担うべき事務

(例) 地域コミュニティ活性化支援、商店街活性化、地域福祉、地域に密着した基盤整備

##### 指標 2 地域の実情に応じた取組が必要なもの

地域住民に最も近い市町が担う方が各地域の状況やニーズに応じた取り組みが進められるもの、きめ細かな対応が可能となるもの

(例) 地域的な観光振興、一般廃棄物対策

##### 指標 3 住民にとって市町が行った方が利便性が高く、効率的、効果的なもの

住民等に身近な市町に委ねた方が、住民や利用者にとって利便性が向上するもの、業務が効率的・効果的となるもの

(例) 地場産業の振興、生涯学習の実施

##### 指標 4 受益範囲が単一市町に限定されるもの

事業の対象、利用者が単一市町のみで受益範囲が限定されるもので、市町で対応可能なもの

(例) 地域内の福祉のまちづくり事業

##### 指標 5 単一市町における活動を対象とするもの

市町域を活動エリアとするなど活動範囲が単一市町のみ範囲に留まる地域の多様な主体への支援など

(例) 地域内の文化活動支援

## (2) 県の役割

### 指標 1 広域的な行政需要・行政対象への対応

行政対象となる物や事業が広域的である場合、施設利用者や規制対象などの行政需要が広域的に散在している場合、一市町域を超えて、活動する団体の支援や移動する対象への規制、産業活動などに対応する取組を行う場合  
(例) 琵琶湖の総合保全、流域下水道事業、鉄道整備事業、新産業の創出支援、科学技術の基盤整備、産業廃棄物対策、広域的な観光振興

### 指標 2 国・他府県・市町間等の調整等を要するものへの対応

国や他府県・市町間など一市町域を超えて広域的な調整等が必要となる課題への対応  
(例) 広域的な防災対策・危機管理、県全域の土地利用計画、大気・水質等の環境監視

### 指標 3 高度な技術、専門性を要するものへの対応

高度な技術や専門的知識を必要とする事業、試験研究や検査等  
(例) 生態系の調査、研究、高度で専門的な保健サービス、産業活性化に向けた技術開発

### 指標 4 県域レベルで活動する公的サービス等を担う人材の養成、活用

県域レベルで活動する人材や高度な専門性を持つ人材の養成と活用  
(例) 人権教育の指導者育成、社会教育指導者養成事業

### 指標 5 県域全体の方向性を導く取り組み

県が持つ財政能力や専門的人材ストック等を活かして、県域全体を先導すること、県域全体に政策の効果が及ぶことを目的として取り組む事業等  
(例) 男女共同参画施策の総合的推進、環境こだわり農産物発信事業

## 4 県と市町の役割を踏まえた負担のあり方

### (1) 役割分担と負担の基本的考え方

役割と負担の基本原則 = 役割を担っている主体が事務を実施するとともに  
必要となる費用を負担（地方財政法第9条）

地方自治体が住民ニーズに即応し効率的・効果的な行財政運営を行っていくためには、役割に見合った財源の確保とともに、自らの負担を前提とした自己決定・自己責任を基本とする分権型社会を構築することが求められている。

そのためには、住民自治の原点に戻り、個人でできることや地域でできることなどについては、自らが対応することを基本としつつ、行政による対応が必要なものについては、住民が、提供されるサービスによる受益とこれに対する負担の関係を踏まえて主体的に判断し、選択していけるようなしくみが必要である。

住民に対して行政サービスによる受益と負担の関係を明確にしていくためには、できる限り住民に身近な行政主体が事務を処理するとともに、税負担と行政サービスができる限り直結していることが望ましく、そのことがひいては行政責任の明確化にもつながることになる。

現行の地方行財政制度においても、市町村優先の原則を基本とするとともに、県および市町のそれぞれが担う役割を前提として財源保障がなされていることから、役割分担と負担のあり方を考えていく場合には、役割を担う主体がこれに要する費用を負担するという原則として考えていく必要がある。

### (2) 県と市町の負担のあり方を考えていく上での視点

上記の原則を基本としつつも、現実には、県と市町の役割が明確に区分できない事務が存在することや特定の行政目的を達成するための手法としての必要性などから、県または市町の一方が実施している事務に対し、他方が費用負担を行う場合があり、主なものとして次の2つがあげられる。

- ・県が実施主体となっている事業の経費について、市町が負担している県営事業負担金
- ・市町が実施主体となっている事業の経費について、県が特定の目的のためにその一部を助成する補助金

これらは増大する行政需要への対応などに伴って拡大し、県と市町の財政関係において大きな比重を占めるようになってきている。

これまで、それぞれの主体が直面する課題にいかに対応するかに力点を置いて取り組んできたところであるが、現下の厳しい財政状況も踏まえ、改めて各主体の役割や協働のあり方を踏まえた適正な負担について、次のような視点から検証していく必要がある。

## 視点1 役割と負担の基本原則

現行の地方財政制度では、県と市町の役割分担を前提として財源保障がされていることに加え、地方分権型社会においては、自己決定・自己責任の原則が基本となることから、まずは、「役割を担う主体が費用を負担する」という原則を基本として負担のあり方を考えていく必要がある。

## 視点2 他の主体が実施する分野において担うべき役割

市町の担うべき役割と県の担うべき役割の両側面を有する事務について、市町または県のいずれかが実施主体となる場合に、他方もその担うべき役割の側面から負担を行う必要性を考えていく必要がある。

- ・市町 = 県事業によりもたらされる行政効果によって、当該市町域内で市町が担うべき役割に係る行政目的が同時に達成されるという観点からの負担のあり方
- ・県 = 市町が実施主体となる事業で広域的な側面を持つものについて、県域における一定の行政水準を確保する必要性などの観点からの負担のあり方

## 視点3 特定施策の奨励

県・市町の担うべき役割を基本としつつも、一定の費用負担を行うという手法により、全県的視点から特定施策の推進を図るといった観点から負担のあり方を考えていく必要がある。

課題の重要性、緊急性、先導性の程度や、施策の推進効果などを勘案した適切な負担の程度のあり方

## 視点4 市町の財政力

地方自治体間の財政力格差については、地方交付税等を通じて一定の調整が図られていることもあり、この視点に基づいて負担の必要性が導かれるものではないが、適切な負担の程度を考えていく場合に、一定考慮していく必要がある。

(3) 各視点を踏まえた県と市町の負担のあり方

4つの視点から負担のあり方を整理すると次のようになり、視点1により役割を担うべき主体の負担を原則としつつ、視点2～4から県と市町の連携・協力関係を確保していくこととなる。

	負担の必要性の判断	負担のあり方（補助率等）	
視点1	県および市町がそれぞれの役割として実施すべき事務については、自らの責任としてそれぞれが負担する。	負担の基本原則から、県の役割に属するものについては県が、市町の役割に属するものについては市町がそれぞれ必要な経費を負担	
視点2	市町が担う分野でも広域性などの観点から、県が一定の支援を行う場合がある。	県域における行政水準の均衡や広域的効果の程度等を勘案	事務事業ごとに左の要素を勘案して適正な負担（補助率・補助対象範囲等）を設定する。  ただし、負担の基本原則から、実施主体以外の負担は、実施主体の負担以下が原則  補助率であれば1/2上限が原則
	県が担う分野においても、受益の範囲内において、市町が一定の負担を行う場合がある。	当該市町が受ける受益の程度を勘案	
視点3	基本的には市町が担うべき分野であるが、特定施策を推進する上での必要性等を判断して、県が時限的に一定の支援を行う場合がある。	施策の重要度、緊急度等を勘案	
視点4		財政力に応じた負担の程度を勘案	



## 5 まとめ

行政が分担する事務は、広範・多岐にわたっているため、下記の点に留意しつつ、個々の事務の性格や実態等を勘案しながら、県と市町がそれぞれの役割を明確にし、それに照らして負担のあり方について、検証・見直しを進めていく必要がある。

- ・役割分担を考える際の「自助」、「互助」、「公助」や近接および補完性の原理については、県と市町の共通理解とともに、住民等の理解が必要であり、積極的な情報提供等に努めていくこと。
- ・負担のあり方を考える際には、地方分権型社会では、自己決定・自己責任の原則が基本となることから、行政の側の意識改革に加え、住民に対しても、県や市町が直面している危機的な財政状況に対する理解や、受益と負担の適正な関係についての意識の醸成を図っていくこと。
- ・住民等の視点に立って役割分担や負担のあり方を考えるとともに、住民等との協働を積極的に進めていくこと。
- ・県と市町の役割分担を明確にしていくなかで、両者とも担うべき役割があると位置付けられ、協力して対応することが効率的かつ効果的である事務については、それぞれが果たすべき役割を踏まえ、新たな協力関係の構築について検討するとともに、その形態に応じた負担のあり方を検証していくこと。

# 「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会」概要

## 1 開催目的

- 「平成の合併」後も、全国には、小規模な市町村はなお相当数存在しており、そうした地域において、持続可能な行政サービスを提供していくことは重要な課題。
- 第31次地方制度調査会等での議論を踏まえ、市町村間の広域連携が困難な地域における都道府県等による補完のあり方について検討するために設置。

## 2 委員一覧

座長 辻 琢也	一橋大学理事・副学長	巽 智彦	成蹊大学法学部准教授
姥浦道生	東北大学大学院工学研究科准教授	中本成美	北九州市企画調整局政策部長
太田匡彦	東京大学法学部教授	速水健朗	フリーランスライター
大屋雄裕	慶応義塾大学法学部教授	村上明雄	広島県地域政策局地域振興部長
島崎謙治	政策研究大学院大学教授	山下保典	奈良県地域振興部次長
曾我謙悟	京都大学公共政策連携研究部教授	山下祐介	首都大学東京人文科学研究科准教授

## 3 開催実績

平成28年12月～平成29年6月の間に計7回開催。

# 都道府県による市町村の補完を巡るこれまでの議論と課題

- 現在もなお相当数存在する小規模市町村において、持続可能な行政サービスを提供していくことは、「平成の合併」後に残された重要な課題。
- 地方制度調査会では数次にわたり、市町村間の広域連携が困難な地域における有用な方策として、「都道府県による補完」に言及・提言。これに基づき「事務の代替執行」など、都道府県が市町村の事務の実施を代替する手法の整備が進められてきた。
- しかしながら、その活用は概して低調であり、小規模市町村のニーズと乖離しているとの指摘も。

## 地方制度調査会における小規模市町村の補完に関する議論

- 第27次地方制度調査会（平成15年）
  - ・ 地方分権時代の市町村のあり方として「基礎自治体論」を提示  
→「総合的で自立性の高い行政主体」「十分な権限と財政基盤」「高度化する行政事務に対処できる専門的職員集団」
  - ・ 合併困難な市町村への特別の方策として、都道府県が市町村の事務を広範に補完する特例的団体制度を検討事項として位置づけ
- 第29次地方制度調査会（平成21年）
  - ・ 「平成の合併」については一区切り
  - ・ 小規模市町村における事務執行の確保は、「①市町村合併、②市町村間の広域連携、③都道府県による補完等から市町村が自ら選択すべき」との考え方を提示
- 第30次地方制度調査会（平成25年）
  - ・ 「市町村間の広域連携が困難な場合には、都道府県による補完も重要」との考え方を提示
  - ・ 答申を受けて「事務の代替執行」の制度を創設（平成26年地方自治法改正）
- 第31次地方制度調査会（平成28年）
  - ・ 「都道府県による補完」の対象となる事務や補完の方法を、都道府県の事務処理体制に関連づけて類型化

## 都道府県による補完の仕組みの活用状況と小規模市町村の受け止め

- これまで整備を進めてきた事務の実施を代替する手法の活用は概して低調（「事務の代替執行」の活用事例3件）
- 町村は、都道府県による新たな補完の仕組みの必要性を一定認識しているものの、「必要な専門職員の確保が難しく、必要な行政サービスの提供が困難」との認識は共有せず（参考：「平成の合併」の終わりと町村のこれから（平成22年4月全国町村会））

# 都道府県による市町村の補完を巡るこれまでの議論と課題

- これまでの地方制度調査会の議論は、平成初頭以降の地方分権と市町村合併を基調づけた「役割分担論」と「基礎自治体論」の2つの理念によって強く規定。
- 新たに創設された「事務の代替執行」等のこれまでの制度は、法定事務を念頭に置き、市町村から都道府県に法定事務の実施主体を移す形で、ある事務を実施する役割をその能力を持つ主体に帰属させるもの（「法定の実施主体代替スキーム」）であり、2つの基調的な理念と整合するように仕組みられていた。
- しかしながら、市町村事務の中には、処理義務や処理方法等が法定されず、市町村と都道府県が重畳的に実施しうる、重要な事務も広く存在。これらの事務に対する支援は、2つの理念からは十分には導かれず。

## 「地方分権」「平成の合併」を進めた2つの理念

### ① 役割分担論

→ 役割分担の明確化によって地方自治体の自律性を高めようとする「役割分担論」は、事務の根拠や分担関係、サービス水準や処理方法等が法定された事務に第一義的な関心。

### ② 基礎自治体論

→ 高度化する行政事務に対処できる行政体制の確保を目指す「基礎自治体論」は、国や都道府県から移譲される高度な事務を担いうる専門的職員集団の確保を重視。

## 市町村の事務の類型

役割分担	あり	なし
市町村に求められるサービス水準	一義的	一定の水準 定めなし
主な事務の例	権限行使的 各種許認可 住民登録、戸籍 等 消防、ごみ処理、義務教育、 市町村道維持管理、福祉 等	事業・サービスの 上下水道 病院、公共交通 等 地域振興、観光、 定住促進、文化施設 等

## 支援の仕組み

法定の実施主体代替スキームの充実  
(事務の代替執行(H26)等)

市町村の重要な事務だが補完を  
巡る議論では注目当たらず

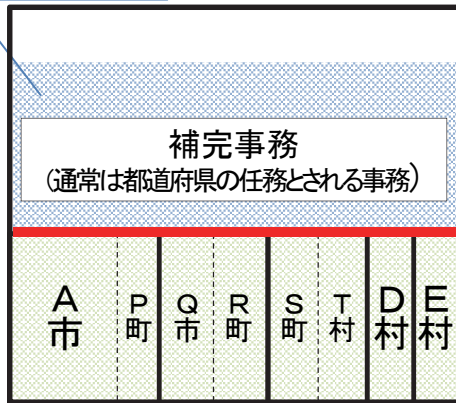
# 「補完事務」の位置づけと都道府県の果たしうる役割・事務の変化

- 都道府県の「補完事務」の考え方は、地方分権一括法による地方自治法の改正により再構成。  
改正前「通常は都道府県の任務とされる事務」→改正後「本来は市町村が処理する事務」
- 「平成の合併」、地方分権改革による権限移譲の進展、大都市等の増加による市町村の規模能力の全体的な拡大、行政改革の進展により、都道府県の事務の範囲・リソースは縮小。このため、都道府県の負担が大きい「都道府県による補完」(法定の実施主体代替スキーム)の射程はいまや限定的。
- また、「平成の合併」後の市町村の規模・能力は一層多様に。個々の市町村の規模・能力に応じた個別的な補完・支援が求められるように。こうした各側面の変容を踏まえれば、補完に代わる柔軟な支援の手法が必要。

## 「補完事務」の変化のイメージ

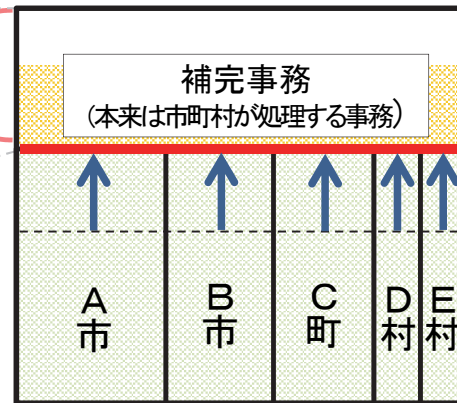
<分権改革・平成の合併前の姿>

都道府県が市町村を一律に幅広く補完

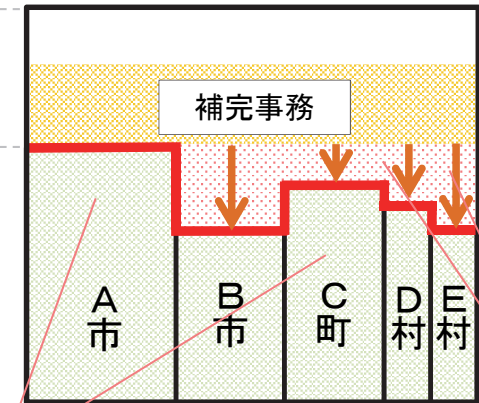


<分権改革・平成の合併の理念>

都道府県の補完事務(≒リソース)は縮小

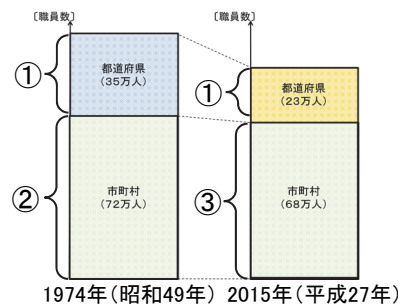


<現在の姿>



都道府県と市町村の職員数  
(一般行政職員)の変化

昭和49年 1:2  
→ 平成27年 1:3



「平成の合併」後の市町村の規模・能力は様々

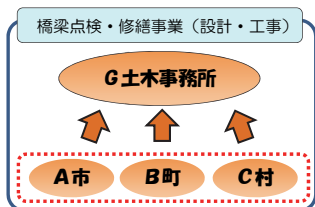
個々の市町村の規模・能力等に応じ補完・支援が求められるように

# 法定の実施主体代替スキーム以外の取組（①協働的な手法）

- 制度化された仕組み以外に視野を広げれば、小規模市町村が多い都道府県を中心に、県と市町村がそれぞれ有する総資源を活用し、都道府県と市町村が一体となって行政サービスを提供する取組（「協働的な手法」）が、様々な分野で進められていることが見いだされる。
- こうした「協働的な手法」をどう評価するか。また、都道府県と市町村の役割分担の明確化との関係性をどう考えるか。

## 「協働的な手法」の例

- ①「県による包括発注」  
橋梁点検の発注代行  
（奈良県「奈良モデル」）



- ②「県・市町村事業の一体化」  
県と市町村のワンフロア化、  
予算一元化  
（秋田県「機能合体」）



- ③「県と市町村の役割分担の再編」  
過疎地域の公立病院再編  
（奈良県「奈良モデル」）



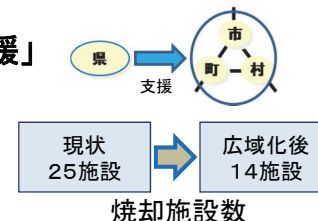
- ④「現場に入る県職員」  
県職員が役場に常駐  
（高知県  
「地域支援企画員制度」）



- ⑤「知事と市町村長の定期的な議論の場の開催」  
「奈良県・市町村長サミット」（年5～6回開催）  
（奈良県「奈良モデル」）



- ⑥「市町村間の協議の支援」  
ごみ処理の広域化  
（奈良県「奈良モデル」）



## 評価

- 「役割分担論」や「基礎自治体論」からは十分に導かれなかった支援の仕組み、また簡素で効果的な支援の仕組みとして評価できるのではないかな。
- 一方で、各地での個々の取組の蓄積から、支援の安定性や継続性を担保するための措置や、紛争解決のための措置等を抽出し、ルール化することが求められるのではないかな。
- 協働的な手法の採用により都道府県と市町村の関係が混然とすることで、権限や責任の不明確化、都道府県への依存などの弊害が生じないよう留意する必要があるのではないかな。

## 制度化・ルール化の具体策

- 議会の議決を要する連携協約（平成26年地方自治法改正で創設）の活用領域の拡大
  - ・ 県と市町村の基本的な役割分担を明確化
  - ・ 連携の安定性の担保

# 法定の実施主体代替スキーム以外の取組（②処理水準・手法の柔軟化）

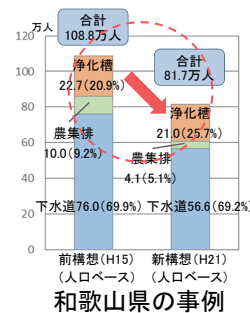
- 小規模市町村の事務処理を支援している取組を専門職員の確保策以外にも視野を広げて見渡せば、個別の政策領域では、国・都道府県の計画・方針レベルの政策変更や、条件不利地域の実情を踏まえた技術的基準の見直しにより、小規模市町村がその規模能力や実情に即した事務実施を選択可能としている事例（「**処理水準・手法の柔軟化**」）が見いだされる。
- こうした「**処理水準・手法の柔軟化**」をどう評価するか。また、全国的な行政水準の確保の要請との関係をどう考えるか。

## 「国・都道府県の計画・方針レベルの政策変更」の例

### <下水道都道府県構想の見直し>

人口がまばらになった区域は、下水道より浄化槽が経済的

県が下水道を重視してきた構想を見直し、下水道と合併処理浄化槽の役割分担の最適化を図ることで、浄化槽の処理人口が増加。市町村の負担軽減の契機に



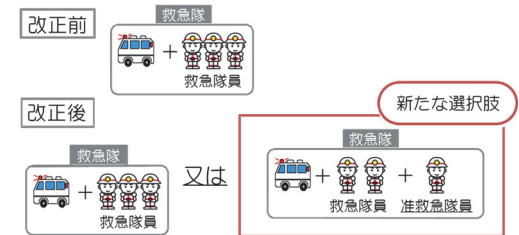
和歌山県の事例

## 「条件不利地域の実情を踏まえた技術的基準の見直し」の例

### <条件不利地域における救急隊の編成の柔軟化>

改正前は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成することが必要

過疎地域・離島の救急隊の編成に新たな選択肢を設けることで、救急業務の空白地域を解消し、発生を防止



## 評価

- 市町村に求められる専門性・行政能力を硬直的に捉えることなく、地域の実情に即した適切な水準に調整することによって、市町村自らによる行政サービスの提供を可能ならしめ、都道府県の補完を不要化・軽減する取組として評価できるのではないかと。
- なお、小規模市町村のみについて技術的基準を見直すことは、全国的な行政水準の確保の要請にもとめるのではないかととの疑念がありうる。しかしながら、技術的基準の性質は一様ではなく、国民への一定のサービスを保障すべきとの要請と、地域の実情に合わせた水準・手法を設定すべきとの要請を考量して判断することが適当ではないか。（参考：法令による義務付け・枠付けの見直し）

※ 市町村の規模能力に応じて権能や組織等の特例を設ける事例は現行法でも広く見られる。（例：町村は選挙管理委員会等の組織が簡素化、福祉事務所の設置の法令上の義務付けがないなど）

## 具体策

- 「地方分権改革提案募集」の活用による技術的基準の見直しの実現。

## 経済財政運営と改革の基本方針 2017 について(抄)

## 第 3 章 経済・財政一体改革の進捗・推進

## 1. 経済・財政一体改革の着実な推進

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、引き続き、600兆円経済の実現と2020年度（平成32年度）の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」の最終年度である2018年度（平成30年度）においても、手綱を緩めることなく、社会保障の効率化など、同計画における歳出・歳入両面の取組を進める。その際、「見える化」、先進・優良事例の展開、ワイズ・スペンディングを強化するとともに、エビデンスに基づく政策立案を推進する。また、健康・医療・介護の一体的取組、社会資本ストックの面的再生などの縦割りを排した取組を推進する。目標に向けた進捗状況の中間評価に向けて、改革の進捗や財政健全化目標との関係の点検・評価、これまでの主要政策の効果等の測定・分析を強化していく。

人的資本の質を高め、潜在成長率を引き上げていく。このため、社会保障の持続可能性を高めるとともに、人材投資や研究開発投資等の強化を通じて、経済社会の生産性の引上げを図る。追加的な歳出増加要因については、必要不可欠なものとともに、適切な安定財源を確保する。一定期間内の追加的な歳出増加要因については、資産売却等を含めた財源を確保し、財政規律を堅持する。

## 2. 改革に向けた横断的事項

## (1) 「見える化」、先進・優良事例の全国展開、ワイズ・スペンディングの推進

## ① 比較可能な「見える化」の徹底・拡大

(略)

## ② 先進・優良事例の全国展開の促進

(略)

③ ワイズ・スペンディングの徹底

政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換するワイズ・スペンディングの仕組みを強化し、予算の質を更に高める。

予算編成過程における、経済財政諮問会議等での議論を通じた施策の優先順位付けや、データに基づく政策効果の分析・評価の活用を徹底する。特に新規に要求される補助事業等については、アウトカムの設定において成果把握の仕組みの充実を図ること等により、効果的な国庫補助事業等の実施に努める。



## (2) データプラットフォームの整備を通じたEBPMの推進

各分野において、標準化された包括的なデータプラットフォームを構築することにより、客観的証拠に基づく政策のPDCAサイクルを確立する。あわせて、秘匿性を確保した上で民間利用を促すことを通じ、データ駆動型社会を構築しSociety 5.0の実現を目指す。関係府省庁は、データプラットフォームの構築やデータ収集・作成の際には、地域間で標準化し地域間で政策評価を比較考量が可能なものとする。また、「統計改革推進会議最終取りまとめ」等を踏まえ、地方公共団体においても国と歩調を合わせてEBPMを推進するよう促す。

医療・介護分野等における給付の実態や診療行為の地域差等を明らかにする「見える化」を徹底して行う。

社会資本の維持管理のスマート化等に向けて、インフラ・データプラットフォームを構築し、現場におけるデータの利活用を推進する。また、G空間情報センターの活用や地域の大学等との連携も図りつつ、まちづくり、農業などの産業の生産性向上等へのデータの活用を図る。総合科学技術・イノベーション会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、関係省庁は連携しデータ様式の標準化、システムの連携や取組の整理・実装を進める。

総合科学技術・イノベーション会議を中心に、科学技術イノベーション政策の効果を評価・分析するデータを知の基盤として体系的に整備する。

教育分野においても、教育政策の効果及び費用、環境要因等を分析するため、教育関連データの整備充実や研究成果の蓄積、多様な研究者による活用等の促進を進める。

## (3) 将来見通しの策定、実行

(略)